



明治期送り仮名法制定経緯について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-07-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山東, 功 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00011083

明治期送り仮名法制定経緯について

山東 功

一 はじめに

本稿は、明治四〇（一九〇七）年刊行の国語調査委員会編『送り仮名法』の成立に至るまでの送り仮名法制定経緯について、文法研究との関係から検討を試みるものである。従来、送り仮名法の実態や系統関係については、あまり踏み込んだ研究が少なかったように思われる。本稿では、かかる研究の遺漏を補うことを目的とした。

なお、本稿における「送り仮名」という術語については、近代以前における「捨て仮名」という用例や「副仮名」という用語を踏まえつつも慣例に従った⁽¹⁾。ちなみに送り仮名法関係書の中には「仮名」について、近世での用例を継承するように「仮字」と表記するものが見受けられるが、本稿では特に区別しないで考察を行う。

二 送り仮名法制定経緯

送り仮名をどう送るかという「送り仮名法」とは従来、実用主義的要求から暫定的に制定されたという性質をもっている。例えば、大槻文彦は明治三〇（一八九八）年刊行の『広日本文典別記』の中で次のように述べている。

送り仮名ノ法モ、文典ニ説クベキモノナルガ如シト雖ドモ、到底、一定ノ法ヲ立テ難シ、（中略）副詞ノ如キ、「尚」、「尚ホ」、「寧」、「寧ロ」、「殆ド」、「殆ンド」、「ナドト、人々ノ記ス所、区々ナリ、其他ニモ、尚、多シ、縦ヒ、一定シタリトテ、人々、守ラザルベシ、畢竟ハ、漢字ノ、音読スベキカ、訓読スベキカ、惑ハムモノ、又ハ、一字、数様ニ読マルベキモノニ、斟酌シテ送ラバ可ナラム、唯、大凡ソノ習慣ニ因襲スベキノミ、

つまり、送り仮名法の制定は慣習に則らざるを得ず、結局は

（二二七頁）

完全なものとは作れないという、送り仮名法制定放棄とも読み取れるような言を大概は残しているのである。このことを反映したのか、「言海」の語項記述では送り仮名が明瞭ではない。また、林（一九七七）の記すところに拠れば、保科孝一などは「送り仮名は国語政策の命とりだ」と言っていたという。保科は「国語学精義」（明治四三（一九一〇）年）の中で送り仮名のことを「徹頭徹尾語学上の基礎に遵拠して、之を整理することとは不可能である、殊に日本語の性質からみて不可能である。」（二八二頁）と述べている。

いずれにせよ、こうした言からも、送り仮名法は便宜的な慣習則であったことがうかがえる。しかし、公文書記載や国語教育の場では、決して無視することができなかったのが送り仮名である。ここに対外公文書の成立や国語教育といった、国語という近代的言語編製の諸矛盾を顕現化させる側面が垣間見られるよう。つまり、送り仮名法が問題になるということ自体が、極めて歴史的な意味を持つことになるのである。本稿はそうした送り仮名法を制定させるに至った、いわば悪戦苦闘の過程を概述する基礎作業として位置付けられよう。

二ノ一 先行研究

送り仮名法についての先行研究は、送り仮名の史的研究に比して極めて少ないように思われる。概論的な記述のものを除いて、明治以降の送り仮名法について本格的に言及されたものは、国立国語研究所編「送り仮名法資料集」（一九五二、以下「国研編」と略す）と、三宅武郎編「送り仮名法資料集」（一九六二、以下「三宅編」と略す）が挙げられる。両書は明治以降の送り仮名法に関する基本資料を翻刻したものである。また「三宅編」所収の文部省国語課編（倉野憲司担当）「従来の送り仮名法に関する調査研究（未定稿）」（一九四一、以下「倉野編」と略す）は、未定稿であるために記述が断片的ではあるが、具体的な書目や内容についての記述が多く見られる上で重要である。以下両書の記述を中心に諸研究をふまえた上で論を進めていく。

二ノ二 送り仮名法について言及された著述

中根の「日本文典」内の「送り仮名法則」以降、国定の送り仮名法ともいべき国語調査委員会編「送仮名法」が刊行されるまで、多くの送り仮名法に関する著述が刊行されているが、

その書目全体についてはそれほど注目が払われてこなかった。以下関係書目について管見の限り列挙する。ここで●印は「国研編」や「三宅編」で翻刻されたもの、また○印を付したものは、後述する国語調査委員会編「送仮名法」の参考文献として言及されたものである。さらに△印は「倉野編」で調査対象となったものである。それゆえに、印の付されていないものは今回、新に指摘されたものといえよう。

- △中根淑「日本文典」内「送り仮名法則」一八七六（明治九年）

- ○△文部省編輯局定「送仮名写法」一八八二（明治一五年）

△箕輪醇「送仮字弁」一八八三（明治一六年）年 非売品

- △浜田健二郎「副仮字法規」一八八七（明治二〇）年

△田中渙乎「仮名交文典」内「漢字送仮名門」一八八八

（明治二二年）年

中島民之介^{和説}「送仮字弁」一八八八（明治二二年）年

矢崎子尋「新定送仮名法釈例」一八九〇（明治二三）年

△著者不明「送仮名法」一八九一（明治二四）年

石西尚一「送仮名法」一八九四（明治二七）年

- ○△内閣官報局編「送仮名法」一八九四（明治二七）年

- ○△中根淑「送仮名大概」一八九五（明治二八年）年

- ○△佐藤仁之助編「新撰送仮字法」一八九九（明治三二年）年

桜田辰吉「実用送仮名法」一九〇一（明治三四）年（未見）^②

藤井金吾編「送仮名法案及句読法」一九〇四（明治三七）

非売品

△陸軍中央幼年学校編「送仮名法漢字用例」一九〇六（明治三九年）年

- △国語調査委員会編「送仮名法」一九〇七（明治四〇）年

○ 東京府第一中学校編「送仮名法」刊行年不明（所在不明）

○ 女子高等師範学校編「送仮名法」刊行年不明（所在不明）

○△静岡師範学校編「送仮名法」刊行年不明（所在不明）

○△徳島師範学校編「実用送仮名法」刊行年不明（所在不明）

○△中等国語教育相談会編「送仮名法」（高等師範学校水

曜会）刊行年不明（所在不明）

なお、刊行年・所在不明の五点については、実際に刊行されたものであるかどうかもわからない。おそらくは学校内の指導用に編纂された冊子のようなものであったのではないかと推察される。ちなみに、中等国語教育相談会（高等師範学校水曜会）

編の『送仮名法』については、松井（一九三八）の中で送り仮名法制定に際しての苦勞が述べられている。

このように多くの送り仮名法関係書が編纂されているが、当然のことではあるがこうした書の存在は、送り仮名法がとりわけ公文書や教育指導上の指針などにおける正書法制定という形で、次第に重視されていったことを示している。本来、送り仮名は誤読を避けるために設けられた便法といえるものであつて、読解能力への配慮如何によつて仮名の扱いが変わつてくる。逆に、そうした緩やかな便法的性格をもつていたがゆえに、送り仮名法はある限定された分野で明確な正書法として發揮できたとはいえる。

次に、先の書目一覽をふまえながら、送り仮名法において重要な指摘をしている中根淑の説を取り上げ、他の送り仮名法関係書との関係について考察を試みる。

三 中根淑の送り仮名法

— 『日本文典』と『送仮名大概』 —

送り仮名法について最初に述べられた著述は、先述のように中根淑『日本文典』（明治九（一八七六）年）であるとされる。送り仮名自体への注目は「捨て仮名」という形で漢文訓読の歴

明治期送り仮名法制定経緯について

史において常に意識されていたであろうし、送り仮名法についても近世には断片的ながら言及がなされている。しかし、組織的という点ではやはり中根のものが最初であるといえる。ただ、この送り仮名法制定には中根だけではなく、陸軍參謀局出仕當時の同僚、木村信卿、那珂通高兩名との議論が関係していた旨をおいた中根が送り仮名法の制定に着手したという事実は、言語編制と規律化の問題を考える上でも興味深いが、この点についての思想的検討は今後の課題である。

さて、中根は「送り仮名ニ就キテ、四種ノ要領アリ」として、次のような送り仮名法を例示した。

変化ノ声ヲ送ル者

動詞由来の転成名詞（喜ビ・楽ミ） 動詞活用（飽キ・

飽ク・押シ・押ス） 合成名詞（噴キ井戸・水入レ）

語中ノ声ヲ送ル者

形容詞由来の転成名詞（長サ・重ミ） 漢字単独で別の

読みをする語（但シ・直チ・タベ）

語中ノ声ヲ送ラザル者

名詞（古・勢・形）、副詞（既・尽・自）、接続詞（則・

且・又）

規則外ノ者

而・以・雖（動詞ト後詞トヲ合ハセ保チタル者）

語形變化に従つて送り仮名を送る方法については、例えば次のような記述がある。

思ハ_レン・ハ、思ヒ_レ・思フ_レ・思ヘ_レ・ト四段ノ働キヲナス語ナ

レバ、ハヲ送ラザルヲ得ズ、終ル_レ・ハ、元_レ・終フ_レ・終ヘ_レ・

ト下二段ノ働キヲナス語ナレバ、終ル_レ・ト云フトキノハ、

變化ノ声ニ非ザルナリ（下巻七五丁裏）

この方法でいけば自他の違いが存在する場合、少々問題となる。例えば「終（お）ふ」は「終（お）へ」と変化するので問題はないが、同形の場合は区別しがたい。この点について中根は次のように述べる。

陥ル_レ・陥ル_レ・モ共ニルノミヲ送ルベシ、自他ノ違ヒアル

故ニ、読ム人自了解シ得ルナリ（下巻七五丁裏）

自他が明白であるからよいというのでは、送り仮名法が読解の便宜をはかるためという本旨に背くようにも思えるけれども、ともあれ、活用語尾を送るということを明確に打ち出したということとは重要である。

そして、もつとも特徴的であるのは形容詞に送り仮名を送らない点にある。

オチ_レ・ヒヤシ_レ・クシ_レ・カサ_レ

同・久・楽・悲・等ノ語ハ、世俗必シヲ添フルコトト

ス、然レ共、シハ固ヨリ語中ノ声ナレバ、之ヲ添フルニ及

ハズ（下巻七六丁表）

形容詞に送り仮名を送らないというのは久保田（一九九八）でも指摘されているが、その理由についてまで言及されていない。この点については、おそらく中根の文法學說と関係していると思われる。中根は「形容詞」を英文典の「adjective」で把握しており、そのため形容詞の活用表を設けていないのである。それゆえに、例えば「早シ」は「早」で示し、「早キ」などの場合は「第一語尾」の「キ」がつくと説明する。しかも形容詞の連用形については、動詞を修飾するところから副詞として別品詞に含めている⁽³⁾。このことから送り仮名法は、その拠るべきところの文法學說に極めて影響されるものであることがうかがえよう。

また、規則外として而（シカウシテ）・以（モチテ）・雖（イヘドモ）などは送り仮名を送らないとしているが、これは動詞と後詞（中根の術語で助詞に相当）の要素を合わせもって一語となつてゐるからだとしている。そして漢字表記の場合は、その字を目当てにして判断すべきであると述べている。

但シ是モ仮名字ニ、シカウシテ・モチテ・イヘドモ・

ト書シタランニハ、分明ニ動詞ト後詞トヲ分クザルヲ得ザレ共、漢字ヲ以書シタルトキハ、特ニ其ノ文字ヲ目当テトシテ、両詞ノ合シタル者ト知ルベキナリ
(下巻七六丁裏・七七丁表)

このように「送り仮名法則」を概観すれば、変化と語の性質の二点に着目した送り仮名法で、活用や転成からなる品詞の特性を意識したものであることがわかる。これは、文典がおもに活用変化と品詞分類を記述している点と同じである。つまり、文典という著述の中で、活用体系や品詞分類と送り仮名法との関係が明確にされるに及んで、送り仮名法の制定が図られたと考えられよう。具体的には「変化ノ声」とされる変化語尾や「後詞」である助詞などをここに「日本文典」の中で送り仮名法が記載されていることの意味も、明らかに becoming するのである。そもそも、「送り仮名法則」については「日本文典」が依拠した「英吉利文典」の「APPENDIX」に該当する部分を、中根が翻案したものである。この附録は正書法であり、文典の巻末に正書法が記載されているという事実を、中根は重視したように思われる。

中根は明治二八(一八九五)年に、再び「送仮名大概」という送り仮名法の著述を行った。これは先の「送り仮名法則」の

明治期送り仮名法制定経緯について

不備を正そうとしたものである。しかも「送り仮名法ヲ立ツルニハ、務メテ簡ニシテ易カラシムコトヲ要ス」として、法則の簡便化を主張した。この主張には「法ハ便利ノ最モ多キ処ヲ択ビテ立ツルヨリ善キハナシ、固ヨリ送り仮名ニ原則ナド云フ者アラザルヲ以テナリ」とする中根の送り仮名観が関係していたのである。

さて、中根は「送仮名大概」で品詞別に送り仮名法を説いた。その特徴となる諸点を抄出する。

名詞は原則として送り仮名を送らないが、音訓を誤りやすいものは「飽キ、押シ、恥ヂ、報イ、駆ケ、瘦セ」のように一字の仮名を送る。さらに、語尾を誤る場合が多いので「福ヒ、勢ヒ、類ヒ、扇ギ、帯ビ、畳ミ」などの送り仮名も送るべきだとしている。この法則に従えば、送り仮名は多く送ることになる。代名詞は「レ」を送らず「我」で「われ」とする。諸例として「我輩」は必ず「我が輩」と「ガ」を送るべきことなどを挙げている。これは「君ガ代、梅ガ枝」と同じ類だからだという。形容詞は「送り仮名法則」と変わり「シ」「キ」「シキ」を送るようにとしている。

動詞については諸例を挙げて逐次述べているが、興味深いものとして「変ル、交ル、聞ユ、興ル」の場合「変ハル、交ハル、

開コユ、興コル」というようには、「斯クマテ送ルニハ及バザルナリ」としている。これは「麥フ、交フ」などを想定すれば、誤ることはないからだという。

副詞については「副詞ノ一篇ノミハ、道理ニ由ランヨリモ、寧ロ便宜ニ就クコト肝要ナリ」として、具体例を挙げて送る、送らないの別を示している。即ち「蓋シ、先ヅ、若シ、則チ、將タ、寧ロ、甚ダ、独リ、斯ク、殆ド、漸ク、恰モ、頗ル、尽ク、但シ、最モ、暫ク、聊カ、縦ヒ、未ダ、曾テ、頓テ、転タ、凡ソ、概ネ、故ラ、或ハ、強チ、自ラ、手ラ、必ズ、苟モ、沉ヤ、剩ヘ、併ラ」などは送り、「又、且、猶、唯、元、稍、俛、皆、昔、今、否」などは送らないとしている。

接続詞については「則チ、將タ、況ヤ」のように副詞の送り方に準用するが、ただ「加之、就中」は送り仮名を送らないとしている。

以上のことから、中根の送り仮名法については、簡明さを旨とする形で整理されていったことがわかる。その意味では法則としてある部分では筋を通し、ある部分では慣用に従うといった振幅が見受けられる。しかし、送り仮名には原則などないと喝破しつつも、まがりなりに法則を打ち出した点は評価すべきであろう。

四 送り仮名法の系統

『送仮名法』刊行に至るまでの送り仮名法に関する著作は先の一覽で見たように多く存在するが、それらを仔細に検討すると、内容が全く同じのものや語句の修正を行っただけというものも多く、数種類に収斂できる。そこで、こうした著述を系統別に整理してみたい。

送り仮名法自体は、さほど珍奇なものでない限り、おのずと似通ってくるのが普通である。動詞の活用語尾は送る、原則として名詞単独では送らない、などはほぼ共通することからである。そうした共通項をもつて影響関係を推定するのは無理というもので、むしろ、送り仮名法の系統を考えるには、依拠する文法学説の比較を通じて、どのような特徴を持っているのかを類別化する形でまとめていくのが適切であると思われる。ただ送り仮名法の中には、先に出された送り仮名法の際立った特徴を継承したものも存在する。さらに序文や跋において参照にした文献を明確に言及しているものもある。こうしたものについては、内容の検討において大いに参照すべきであろう。

今回調査可能な送り仮名法関係書の章立てについては、次の通りである。

中根淑『日本文典』内「送り仮名法則」(明治九年)

品詞分類ごとの説明なし

文部省編輯局定『送仮名写法』(明治十五年)

名辞・動辞・形容辞・副辞・代名辞・接続辞・感嘆辞・

居後辞

箕輪醇『送仮字弁』(明治一六年)

体言・別体言・熟語・虚字・用言・延約言・音便・一字

数義・転訛言・仮字遣・例外

浜田健二郎『副仮字法規』(明治二〇年)

総則・名詞・代名詞・形容詞・動詞・副詞・接続詞・咏

嘆詞・音便ノ事

田中渙平『仮名交文典』内「漢字送仮名門」(明治二二年)

品詞分類ごとの説明なし

中島民之介『和読必携送仮字弁』(明治二二年)

体言・別体言・熟語・虚字・用言・延約言・音便・一字

数義・転訛言・仮字遣・例外

矢崎千尋『新定送仮名法釈例』(明治三三年)

総則・名詞・代名詞・形容詞・動詞・副詞・接続詞・咏

嘆詞・音便ノ事・略字及濁音字ノ事

著者不明『送仮名法』(明治二四年)

総則・名詞・代名詞・形容詞・動詞・副詞・接続詞・咏
嘆詞・音便ノ事・略字及濁音字ノ事

石西尚一『送仮名法』(明治二七年)

総則・名詞・代名詞・形容詞・動詞・副詞・接続詞・咏

嘆詞・音便ノ事・略字及濁音字ノ事

内閣官報局編『送仮名法』(明治二七年)

総則・名詞・代名詞・形容詞・動詞・副詞・接続詞・咏

嘆詞・音便ノ事・略字及濁音字ノ事

中根淑『送仮名大概』(明治二八年)

名詞・代名詞・形容詞・動詞・副詞・接続詞

佐藤仁之助編『新撰送仮字法』(明治三二年)

名詞・代名詞・動詞・形容詞・副詞・接続詞・助詞・感

歎詞

藤井金吾編『送仮名法案及句読法』(明治三七年)

名詞・代名詞・動詞・形容詞・副詞・接続詞

陸軍中央幼年学校編『送仮名法漢字用例』(明治三九年)

動詞及ビ助辞・形容詞・名詞・代名詞・副詞及ビ接続詞

なお記述の便宜上、以下の略語を用いる。

中根1 『日本文典』 文部省 『送仮名写法』

箕輪 『送仮字弁』 浜田 『副仮字法規』

田中	「仮名交文典」	中島	「和語送仮字弁」 <small>必携</small>
矢崎	「新定送仮名法釈例」	不明	「送仮名法」
石西	「送仮名法」	内閣	「送仮名法」
中根 ²	「送仮名大概」	佐藤	「新撰送仮字法」
藤井	「送仮名法案及句読法」		
陸軍	「送仮名法漢字用例」		

四ノ一 初期段階

送り仮名法制定の初期段階は、「中根¹」と「文部省」のものが挙げられる。「文部省」は内田嘉一が起草したもののだが、文部省出版教科書の送り仮名は「文部省」に依拠していることが、「中根²」にも述べられている。序にも小学教場での不便をなくすためだという旨が述べられている。そして「文部省」の特徴は品詞の本性を説いて、その送り仮名法について言及している点にある。

他に、漢文訓読の付け仮名を明確に意識して作られたと推察される送り仮名法も存在する。例えば「田中」は「漢字送仮名門」で送り仮名を論じているが、それとともに「漢字付仮名門」を立てて別に論じている。この場合の「付仮名」は、例えば「最」は「最^モ」と右下に小書きして、訓読しやすいようにするとい

うものである。ただこの場合、小書きは付け仮名としていたため、現在では両方とも送り仮名で処理されている個所である。

この「田中」は、仮名交文典として漢字仮名交じり文の法則を立てようとしたものであり、他の文典のように品詞分類などは解説していない。その中で送り仮名を付け仮名と併置して述べているというのは、送り仮名を付け仮名とは別に意識していたことを示している。

四ノ二 「箕輪」系統

この「箕輪」の系統は、品詞分類的にも他の送り仮名法とは異なっていることが最大の特徴である。「箕輪」は奥付によると「文書局蔵版 不発売」とあり、ところが「矢崎」は「箕輪」をそのまま出版したもので、内容も全く同じである。不売品を公刊したことになるが、箕輪と矢崎という人物関係については不明である。

特徴としては「虚字」として代名詞・副詞の類を説明している。また「自」などは「オノツカラ」「ミツカラ」とどちらとも読めるが、こうしたものを「一字数義」としながらも、体言なので送らないとしたりするなど、概略は原則を守らせようとする傾向が強い。

ところで、ここでいう「文書局」は太政官文書局を指すものと思われる。内閣制度発足とともに内閣官報局となった部局であり、官報の編集・発行を担っていた。ここに官報表記の目的が送り仮名法制定に関与していたことは、明治前期の言語編制過程において、中根の場合と同様に無視できない事実である。しかも箕輪は西周とも交友があることから、中根とも知己であった可能性が考えられよう。資料としては現在、北海道立文書館所蔵の箕輪家文書が残されているが、残念ながら筆者未見のため、箕輪の史的定置に関する検討は後考に委ねたい。

四ノ三 「浜田」系統

「浜田」の特徴は、まず明確な原則と変則とを打ちたてて、その法則に該当する各品詞別に、送り仮名法を詳述するという点にある。

第一原則 語尾変化セザルモノハ送仮名ヲ附セズ

名詞 代名詞 嘆詞

第二原則 語尾変化スルモノハ其変化スル所ヨリ写シテ送

仮名トス

動詞 形容詞

第一変則 語尾変化セザルモノト雖モ慣用ト便宜トニ從ヒ

明治期送り仮名法制定経緯について

送仮名ヲ附スコトアリ

副詞 接続詞 後置詞

第二変則 語尾変化スルモノト雖モ罕ニハ慣用ト便宜トニ

從ヒ送仮名ヲ附セザコトアリ

動詞 転成名詞・副詞

この方法は「内閣」に受け継がれ、結果として官報表記のよりどころとなるのだが、内容は「文部省」をもとに、中根の品詞分類説を配慮して構成したものといえる。このことは「中根2」でも言及されている。

因ツテ参考ノ為メ始メテ官報局ノ送仮名法ヲ闡シタルニ、是ハ旨ト余ガ二十年前ニ作りタル日本文典中ニ用ヒタル

品詞ノ名称言語ノ配置ト文部省ノ送り仮名写法トヲ彼此打ち混ジ、而シテ更ニ送り仮名ニ必要ナキ者ヲ書キ添ヘタ

ルニ過ギザレバ、(国立国語研究所編(一九五二)一一四頁)

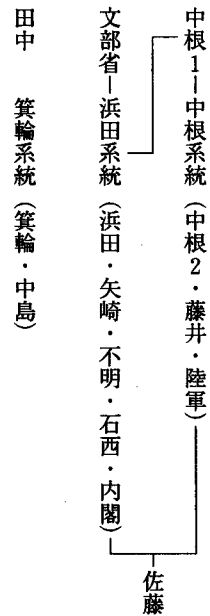
ただ「矢崎」以降には全て「略字及濁音字ノ事」として濁音符を振らないことなどが付け加わっており、さらに「内閣」では「送仮名法ノ応用」として、四種(歌、和文、詩、漢文)一八の具体例を挙げている。この段階では文体の適用範囲は限定されていない。

四ノ四 「中根2」以降

「中根2」の送り仮名法は先述したが、中根の送り仮名法に依拠したものに共通することは、教育指針としての性格を打ち出している点である。「佐藤」においては序に「中学生徒が作文の際、常にこの法則を暗記し、其応用に習熟することを勤めしめたり」と述べられている。また「藤井」などは非売品であることから、静岡師範学校の教員であった藤井が国語教育の現場で使用していたものではないかと推測される。また「陸軍」のように「以上ノ法則ハ普通文ニ適用セラルルモノナリ。書牘文ニアリテハ慣例ニ依リ送仮名ヲ省減スルコトアルベシ。」として適用範囲を明確に示しているものもある。

ただ「佐藤」の佐藤仁之助は黒川真頼に指示しており、序でもその影響について述べている。また「佐藤」は品詞分類の面では「中根2」以降に属するが、「内閣」のように実例を示している部分もある。その意味で「佐藤」は「中根2」と「内閣」との折衷と位置付けられよう。

さて、こうした送り仮名法の系統について、影響関係などをふまえた上でまとめれば以下になるよう。



五 おわりに

本稿での指摘により、従来あまり明確でなかった送り仮名法の系統について、おおよその流れが示されたものと思われる。このことにより、国語調査委員会編の『送仮名法』が、送り仮名法における整理統合の結果であることが改めて確認されるだろう。なお、この点については後考に委ねたい。

今後は、送り仮名法が実際の送り仮名表記に対してどれほどの影響力をもたらしたのか、具体的には口語文の普及に伴う矛盾顕現化の過程を、雑誌などの表記を通じて検討する必要があるだろう。また送り仮名に絡む仮名遣いにも検討すべき課題は多く残されていると思われる。

注

(1) 「おくりがな」や「すてがな」といった用語の史的変遷

については、菊池（一九九六）を参照。

(2) この文献については木枝増一（一九三八）に言及があるが、残念ながら発表者未見である。

(3) 中根の文法学説については拙著（二〇〇二）を参照。

参考文献

上田 祥子 一九六九 「送仮名の発生とその変遷」『国語国

文研究』(三重大学) 六

木枝 増一 一九三八 「送仮名法」『国語国文』八・一〇

菊地 圭介 一九九六 「「おくりがな」「すてがな」の語史」

『語文』(日本大学) 九四

久保田 篤 一九九八 「明治初期の送り仮名」『成蹊大学文

学部紀要』三三

倉野 憲司 一九四三 「送り仮名について」『国語と国文学』

二〇・六

山東 功 二〇〇二 『明治前期日本文典の研究』和泉書院

柴田 雅生 一九九九 「二つの「送り仮名」」『明星大学研究

紀要』七

林 巨樹 一九七七 「現代仮名づかいと送り仮名」『大野

晋・柴田武編』岩波『講座』日本語3 国語国字問題』岩

波書店

原口 裕 一九八九 「近代と送り仮名」『漢字講座四 漢

字と仮名』明治書院

古田東朔編 一九八三 『小学読本便覧 第六卷』武蔵野書院

松井 簡治 一九三八 「国語国文に関する昔語り」『国語』

(東京文理科大学) 三・三

三宅武郎編 一九六二 『送り仮名法資料集』明治書院

付記 本稿は第六九回国語語彙史研究会（平成一三年一二月八日、奈良女子大学）での研究発表「送り仮名法と国語調査委員会」の前半部分に修正を加えたものである。発表に際しご助言頂いた各位に深くお礼申し上げます。また本稿は平成一三年度日本学術振興会科学研究費補助金奨励研究（A）による研究成果の一部である。

(さんとう) いさお・本学専任講師